

家庭のもめごと
話してみませんか

ひとりで悩まず **ご相談** を



交通手段

- ▶ JR「千葉駅」東口より、徒歩約15分
- ▶ JR「千葉駅」東口より、県庁方面行きバス（②③乗り場）2つ目の「中央4丁目」バス停前下車
- ▶ 京成電鉄「千葉中央駅」より、徒歩約5分
- ▶ JR「本千葉駅」より、徒歩約10分



公益社団法人 家庭問題情報センター
千葉ファミリー相談室

〒260-0013
千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル3階
電話・FAX **043(227)4716**
ホームページ <http://www.fpic-chiba.com>

夫婦間の悩みごと

性格の不一致、家庭内別居、離婚への迷いや不安、離婚後の子の親権、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割など

家族・親族間の悩みごと

家族関係がうまくゆかない、親族の扶養や介護のことで不一致、遺産相続をめぐる争い、望ましい遺言書の書き方など

思春期の子を持つ悩みごと

いじめ、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、家出、非行、異性関係、友達関係など

相談内容

子どもとの面会交流をめぐる悩みごと

父母間で合意が難しい、合意はできるが第三者の援助が必要、どのような援助が可能か、申込から援助開始までの手続きなどご相談ください。

生きがい・対人関係の悩みごと

生きがい、抑うつ気分、対人関係などさまざまな相談やカウンセリングをお受けしています。これ以上・・・悪くしないために、相談しませんか。



面会交流援助の手続きについて

面会交流援助を父母双方が希望される場合、先ずどちらかが電話でお申し込みください。面会交流に入る前に事前相談が必要で、双方個別に行い、双方から合意書を提出していただきます。

事前相談料

●60分 5,000円 ●90分 7,000円

面会交流援助の方法

「付添い援助」と「子の受渡し援助」があります。援助費用は、援助方法、場所、子の人数、援助時間などで異なります。

千葉ファミリー相談室の特色

◆ 当室は、家庭や子どもの問題に長年携わってきた、元家庭裁判所調査官、元法務技官、臨床心理士、スクールカウンセラー、調停委員経験者などが、その豊富な経験と専門知識を活用し、より良い社会の形成の推進に寄与することを目的として活動している全国組織の公益法人です。

◆ 相談の申込は、電話で、午前9時30分～午後4時30分の間（平日）に予約してください。

電 話 **043 (227) 4716**

	料	金
60分		5,000円
90分		7,000円

◆ ご希望があれば継続的な相談・カウンセリングもできますし、休日（年末年始を除く）に行うこともできます。

◆ **秘密は、堅く守ります。**

法定後見（後見・保佐・補助） 及び任意後見について

◆ 高齢化や健康上の理由などで、公平・適正な第三者に後見人等を依頼したい方は、ご相談ください。

温かな身上監護と厳正な財産管理をモットーに、丁寧に対応いたします。

◆ 裁判所への申立てや公証役場での公正証書作成に向けて、可能な限りの援助をいたします。

◆ 後見業務のご依頼については、担当者がお伺いしてご事情をお聴きすることもできますので、先ず当室にお電話ください。

